

法務省保護局

更生保護振興課長 殿

緊急的住居確保・自立支援対策(自立準備ホーム)制度活用に関する 要望書

同歩発 第7号

平成24年9月25日

更生保護法人 同歩会

理事長 水田恵

東京都台東区千束4-39-6 3F

電話：03-5824-3008

FAX：03-3876-7950

次の事項について要望いたします。

記

本年7月20日、犯罪対策閣僚会議（再犯防止対策ワーキングチーム）がまとめ発表した「再犯防止に向けた総合対策（以下、本対策）」において、再犯の現状と課題、再犯防止のための重点施策を明らかにしつつ今後10年にわたる工程および成果目標が策定されました。

民間の立場で更生保護事業に携わる者として、本対策内容に賛意を示しつつ成果目標の実現に微力ながら寄与したいと考え、より一層の更生保護事業の発展充実を願い要望書として提案いたします。

（1） 全国各刑事施設ならびに各県保護観察所、地区保護司会・各県弁護士会等関係機関へ緊急的住居確保・自立支援対策（自立準備ホーム）制度活用のより一層の周知を要望いたします。

本対策において、満期釈放かつ無職者の再犯率をいかに下げるかが重点課題として取り上げられ、社会における「居場所」と「出番」をつくる施策として、平成23年度から新規施策「緊急的住居確保・自立支援対策（自立準備ホーム）」が開始されました。現在全国で166事業者が登録、799件委託が実施され、これまで更生保護事業に関わりのなかった事業者「掘り起し」を評価しつつも、委託対象者が「更生緊急保護対象者」に運営上限定されており、「当月更緊事件受理件数」の多寡によって登録事業者への委託件数も増減する不安定な運営体制となっています。今後新規登録を検討する

事業者や更なる受け入れ件数増加を検討する事業者にとって、実施計画策定に躊躇する懸念が想定されます。

本対策でも示されているように、矯正施設等において満期釈放者に対する出所前の指導や情報の説示等の充実強化や、保護観察所における更生緊急保護による支援の充実強化、各地区の保護司会や弁護士及び日本弁護士連合会等への情報提供の徹底を要望いたします。

- (2) **緊急的住居確保・自立支援対策の略称名として「自立準備ホーム」が、事業の特徴である地域社会における一般住居の空き家活用、および福祉施設等の空き居室活用の性格にそぐわず、無用な地域住民との誤解と不安によるコンフリクトを生じさせてしまうため、略称名の変更を要望します。**

一部報道によると埼玉県松伏町で自立準備ホームを含む刑務所出所者が円滑に社会復帰をするための支援施設を新たに設置することが事実上困難となる「排除条例」制定の動きもありました。

再犯防止には、社会的排除ではなく、社会的包摂が最も効果的であることを地方自治体はじめ関係機関に通達等の手段を通じて周知徹底をお願いしたいと同時に、無用な誤解を避けるためにも「施設」を想起させる『自立準備ホーム』の改名を要望いたします。

- (3) **緊急的住居確保・自立支援対策（略称名自立準備ホーム）における生活環境調整対象者の帰住予定地ならびに、福祉事業者が登録をする場合には特別調整対象者の帰住予定地活用の促進と特別調整対象者とならない者も受け入れられるような措置。さらに地域生活定着促進事業の実績開示を要望します。**

再犯防止に向けた最大の取組は、各統計資料等で明らかなように仮釈放者の増加、仮釈放率の向上が挙げられます。すでに地域社会においては保護観察官と保護司の御尽力により単身住居で社会復帰を行う保護観察事件も多数担当されています。しかしながら地域社会に根差した緊急的住居確保・自立支援対策（自立準備ホーム）では、生活環境調整対象者の帰住予定地および引受人としての役割が未だに進められていないのが現状です。対象者の特性に合わせ可能な範囲から生活環境調整対象者の受け入れの促進を要望します。

昨今、精神・知的に障害を抱え福祉的支援を必要とするいわゆる「特別調整対象者」が地域生活定着促進事業を通じて福祉制度・施設へつながり、その後も地域社会に安心した生活が送れるような施策が進んでいます。しかし、アスペルガー障害を抱え事件を起こした被告人に対し、刑を終えたのちの地域での受け皿が無いという理由によって検察求刑を上回る判決が出る裁判事件など、司法領域における施設内処遇から社会内処遇への移行に逆行する動きが見られるようになりました。

福祉領域におけるの潮流も施設から地域在宅へ移行する施策が促進しているにもかかわらず、地域生活定着支援

センターを通じて福祉施設へ「つながった」としても、そののち施設の都合で、短期間のうちに病院や施設間を短期間に転院・転居を繰り返すいわば「たらい回し」や、当人の希望しない遠方施設への転居等によって「自己退所」を行い、再び罪を犯す状況が生じてしまうことを危惧するケース事例も散見されます。

対象者の特性と登録福祉事業者の機能特性に応じて、「特別調整対象者」や「特別調整とならない者」が迅速に地域社会で必要な在宅福祉サービスを受けられるような住居として、緊急的住居確保・自立支援対策(自立準備ホーム)の活用と、在宅福祉サービス機関との調整代行を行うための一定期間、自立準備支援費支給延長の要望ならびに、地域生活定着促進事業の実績等の開示を要望いたします。

(4) 緊急的住居確保・自立支援対策(略称名自立準備ホーム)に登録かつその対象者を積極的に雇用・就労開拓を行う事業者への支援策の充実と就業状態に応じて柔軟な委託保護期間の運用を要望します。

住み込み就労が可能な協力雇用主への支援策と同様に、緊急的住居・自立支援対策(自立準備ホーム)を住み込み先として、また受刑期間等により無就業期間、前職歴の喪失など就業阻害要因を解決するための職歴づくりとして職業訓練・雇用機会をセットとしたプログラムの開発と実施する事業者への強力なインセンティブ(職場体験講習・トライアル雇用の期間延長等)と合わせて、対象者の就業状況に応じて更生緊急保護期間を超え保護の必要が生じる可能性もあります。特別更生緊急保護も活用して就労自立へつながるよう柔軟な保護委託期間の運用を要望いたします。

以上